

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会 会員規則

2014年3月23日 制定

2022年5月29日 改定

2022年11月27日 改定

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会（以下、この法人という）定款のうち会員に関する第6条から第8条及び第10条の運用に必要な細則をここに定める。

（種別）

第1条 この法人の会員は定款第6条に定めるところにより、正会員、学生会員、賛助会員の3種とする。

2 学生会員になることができる学生とは、大学の学部、大学校の学士の学位を取得する課程、短期大学及び高等専門学校、並びに専修学校及び各種学校の生徒とし、大学院及び大学校の修士又は博士の学位を取得する課程の学生を除く。

（入会手続き）

第2条 この法人の会員として入会しようとする個人又は団体は、入会申込書（正会員と学生会員は様式 会員-1、賛助会員は様式 会員-2）に必要事項を漏れなく記入し、事務局へ提出しなければならない。正会員と学生会員にあっては書面に代えてこの法人のウェブサイトの所定のページからオンラインにより入会を申し込むことができる。

2 入会の申し込みをした個人は、この申し込みをもって、別に定める個人情報保護に関する基本方針に同意したものとみなす。

3 入会の可否は、次の基準をもとに理事会において決定し、理事長はこれを申込者へ通知する。

(1) 入会申込書及び関係書類等から、会員としてふさわしいと認められる個人又は団体であること。

(2) 過去にこの法人から除名された者でないこと。

(3) 過去にこの法人を退会した者にあつては、この法人に対する未履行の義務がないこと。

4 申込者は、入会を可とする決定が通知された後、第3条に定める会費を納めることで会員となる。

5 理事長は、前項の入金を確認したら会員証を交付する。

（会費）

第3条 会員は会費として事業年度毎に以下に定める額を納めなければならない。

医師である正会員 15,000円

医師以外の正会員 10,000円

学生会員	2,000 円
賛助会員	30,000 円

2 会費は毎年 5 月末日までに事務局が指定する方法で納めなければならない。ただし、新規入会の場合は入会申し込み時に当該年度の会費を納めるものとする。

3 期日までに会費が納められない場合は、代議員及び役員選挙権及び被選挙権を停止するとともに、この法人が会員に対して行う便宜供与のうち次に掲げるものを停止する。

- (1) 学会誌の発送
- (2) 本学会が徴収する各種料金について会員料金の適用
- (3) 会員であることを要件とする集会、講習及び発表の場の提供
- (4) 会員であることを要件とする研究助成
- (5) 後期研修修了登録
- (6) 後期研修プログラム責任者の認定審査
- (7) 家庭医療専門医、プライマリ・ケア認定医及び指導医の認定審査、登録及び認定更新審査
- (8) 会員を対象にした褒賞の授与
- (9) その他理事会が議決したもの

4 未納会費の入金が確認されたら前項の適用は直ちに解除される。ただし学会誌については入金が確認された翌月以降に発行されるものから発送を再開する。

5 納められた会費は、いかなる理由があっても返却しない。ただし、過剰に納められた会費については、原則、次年度会費として充当するものとする。

(休会)

第 4 条 次のいずれかに該当する会員は、1 年又は 2 年の事業年度単位で休会することができる。

- (1) 病気で長期の療養を要するとき
- (2) 事業年度中 10 ヶ月以上の予定で海外に滞在するとき
- (3) 会員としての活動が行えないとき

2 休会しようとする会員は休会申込書（様式 会員-3）に必要事項を記入し、休会する前の年度の 1 月から休会する年度の 5 月末日までに事務局へ提出しなければならない。

3 休会の可否は理事会において決定し、理事長はこれを申込者へ通知する。

4 休会の期間中は会費の納入を免除し、会員は第 3 条第 3 項に掲げる権利を行使できず、また、同項に掲げる便宜供与を受けることができない。この期間は会員歴に算入しない。

5 事業年度の途中で休会を取消すときは、休会取消届出書（様式 会員-4）を事務局へ提出し、その年度の会費を納めなければならない。

6 休会の期間を延長しようとするときは改めて休会申込書（様式 会員-3）を提出し、理事

会の承認を得なければならない。ただし休会の期間は連続 3 年までとし、断続的な休会の繰り返いを妨げない。

(退会)

第 5 条 会員は退会届（様式 会員-4）に必要事項を記入し事務局に提出することで、任意に退会することができる。ただし会員に対して別に定める懲戒手続きが開始された場合は、その手続きが完了するまで退会できない。

2 未納の会費がある場合は、退会後もその支払い義務がある。ただし 5 月末日までに退会した場合は、その事業年度の会費の支払い義務を免除することができる。

3 退会した時点で未納又は免除された会費がある場合は、当該年度について会員歴に算入しない。

(規則の改定)

第 6 条 この規則は、理事会の議決を経て改定できる。

附則 この規則は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

この附則は、2022 年 5 月 29 日から改定して施行する。

この附則は、2022 年 11 月 27 日から改定して施行する。